

2011年12月15日 全11頁

法律・制度 Monthly Review 2011.11

資本市場調査部制度調査課
鳥毛 拓馬

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2011年11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、金融安定理事会が、仏・カンヌで開催されたG20首脳会議にあわせて「特に信用に焦点をあてた金融消費者保護」「シャドバンキング：規制と監視の強化」「国際的な協力及び情報交換についての規制・監督基準の遵守状況」「金融安定強化に向けたG20提言実施の進捗状況」と題する報告書を公表したこと（4日）、積み残しとなっていた平成23年度税制改正法案（国税・地方税の2法案）及び東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案（国税・地方税の2法案）が可決、成立したこと（30日）、などが話題となった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○11月のLegal and Tax Report 一覧	2
○11月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要	4
○レポート要約集	6
○11月の新聞・雑誌・記事等	11
○11月の大和総研ウェブサイトコラム	11

◇11月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
1日	復興のための臨時増税案についての解説 ～「実際の増税額」は「復興財源への充当額」 よりも少ない～	是枝 俊悟	税制	P. 8
2日	ボルカー・ルールの細則案(自己勘定取引の禁止編)	横山 淳	金融制度	P. 17
9日	法律・制度 Monthly Review 2011. 10 ～法律・制度の新しい動き～	鳥毛 拓馬	その他法律	P. 15
	IASB、「投資会社」の公開草案を公表 ～被投資会社は連結せず公正価値で測定～	鳥毛 拓馬	会計	P. 7
	システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要 ～1%～2.5%の上乗せ資本規制が課される 銀行の暫定リスト(29行)が明らかに～	金本 悠希	金融制度	P. 9
14日	いまさら人には聞けない有価証券報告書等虚偽記載	横山 淳	金融商品 取引法	P. 11
	臨時増税3党合意の解説 ～相続税・所得控除等の見直しが保留とされ、 2012年度予算編成は厳しく～	是枝 俊悟	税制	P. 7
18日	厚生年金上限引上げ、法人税率引下げを一部相殺 ～家計・企業への影響試算 家計・企業ともに年約3,500億円の負担増～	是枝 俊悟	税制	P. 8
	ライツ・イシューに関する政・府令案(大量保有編) ～2011年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 8
22日	金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設 ～破綻処理制度に関する国際的スタンダードを提示し、 法改正が必要な国も～	金本 悠希	金融制度	P. 17
	欧州 OTC デリバティブ、取引所等取引の強制へ ～MiFID II (MiFIR) 法案：デリバティブ透明性強化へ 新たな取引施設概念を導入～	鈴木 利光	金融制度	P. 10
25日	中小企業の新たな会計ルール ～中小企業の会計に関する基本要領(案)の公表～	鳥毛 拓馬	会計	P. 6
28日	IASB、金融商品の評価基準見直し検討 ～保険会計、FASB(米国)との調整～	吉井 一洋	会計	P. 4

◇11月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇厚生労働省、「雇用促進税制に関するQ&A」を公表。 ◇日本監査役協会、「委員会設置会社のコーポレート・ガバナンスと監査実務の事例研究—アンケート調査と事例報告を踏まえて—」を公表。
2日	◇金融庁、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの再改訂について」を公表。
4日	◇金融安定理事会、仏・カンヌで開催されたG20首脳会議にあわせて「特に信用に焦点をあてた金融消費者保護」「シャドーバンキング：規制と監視の強化」「国際的な協力及び情報交換についての規制・監督基準の遵守状況」「金融安定強化に向けたG20提言実施の進捗状況」と題する報告書を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する規則文書」と題する文書を公表。 ◇金融庁、「平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について」を発表。
8日	◇中小企業庁及び金融庁等、「中小企業の会計に関する基本要領（案）」を公表。
10日	◇金融庁、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議を開催。「国際会計基準について」審議を継続。 ◇民主党・自民党・公明党の3党、東日本大震災の復興等の費用を賄うための臨時増税案について合意を行い、「税関係協議結果」を発表。
14日	◇国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）、再公開草案「顧客との契約から生じる収益」を公表。
15日	◇国際会計基準審議会（IASB）、保険会計のプロジェクトとの整合性を図るために、金融商品の分類と評価を定めるIFRS9号「金融商品」について、限定的な見直しを行うことについて検討する旨を決定。
16日	◇法務省、第15回法制審議会・会社法制部会を開催。「中間試案」取りまとめに向け、事務局が「第1次案」を提示。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、米国会計基準とIFRSの差異及び実務におけるIFRSの分析結果に関する2つのスタッフ・ペーパーを公表。 ◇「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年・法務省令第33号）が公布・施行。
18日	◇財務会計基準機構、「会計人材開発タスクフォース」が取りまとめた、「会計人材開発支援プログラム」を公表。
21日	◇バーゼル銀行監督委員会、バーゼルⅢのカウンターパーティ信用リスクの取扱いへのよくある質問（FAQ）に関するプレス・リリースを公表。
22日	◇一般社団法人日本取締役協会独立取締役委員会、「大王製紙、オリンパス問題における緊急意見」を公表。
25日	◇民主党財務金融部門会議の「資本市場・企業統治改革ワーキングチーム（WT）」、初会合を開催。
28日	◇中小企業庁、中小企業経営承継円滑化法申請マニュアルを一部改訂、公表。
29日	◇日本証券業協会、証券会社の自己資本規制Q&A（改訂第3版）公表。
30日	◇積み残しとなっていた平成23年度税制改正法案（国税・地方税の2法案）及び東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案（国税・地方税の2法案）が可決、成立。

◇今月のトピック システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要～1%～2.5%の上乗せ資本規制が課される銀行の暫定リスト（29行）が明らかに～

2011年11月9日 金本悠希

図表1 暫定的にG-SIBに選定された銀行（29行）

米国 (8行)	◇ バンク・オブ・アメリカ	欧州 (17行)	◇ BNPパリバ(仏)
	◇ バンク・オブ・ニューヨーク・メロン		◇ クレディ・アグリコル(仏)
欧州 (17行)	◇ シティグループ	アジア (4行)	◇ ソシエテ・ジェネラル(仏)
	◇ ゴールドマン・サックス		(◇ デクシア(仏・ベルギー))
	◇ JPモルガン・チェース		◇ クレディ・スイス(スイス)
	◇ モルガン・スタンレー		◇ UBS(スイス)
	◇ ステート・ストリート	◇ ING(蘭)	
	◇ ウェルズ・ファーゴ	◇ ノルディア(スウェーデン)	
	◇ バークレイズ(英)	◇ サンタンデール(スペイン)	
	◇ HSBC(英)	◇ ユニクレディ(伊)	
◇ ロイズ・バンキング・グループ(英)	◇ 三菱UFJフィナンシャル・グループ(日)		
◇ ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド(英)	◇ みずほフィナンシャルグループ(日)		
◇ コメルツ銀行(独)	◇ 三井住友フィナンシャルグループ(日)		
◇ ドイツ銀行(独)	◇ 中国銀行(中)		
◇ バンク・ポピュラーレ(仏)			

(出所) FSB「システム上重要な金融機関に対処する政策措置」(2011年11月)より大和総研作成

図表2 バーゼルⅢ及びG-SIBに対する上乗せ資本規制(案)の段階的実施のスケジュール

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
レバレッジ比率		監督上のモニタリング期間	試行期間 2013年1月1日～2017年1月1日					第一の柱への移行を視野	
普通株等 Tier1 最低水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファー						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
G-SIBに対する上乗せ資本規制				G-SIBの境界スコア確定 11月にG-SIB公表 各国で法制化		段階的導入			完全実施(※)
普通株等 Tier1 最低水準+資本保全バッファー			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%

普通株等 Tier1 からの段階的控除 (上限を超過する繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツ、金融機関への出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1 最低水準			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低水準+資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他 Tier1 もしくは Tier2 に算入できなくなる資本	10 年間 (2013 年 1 月 1 日開始)								
流動性カバレッジ比率	観察期間開始				最低基準の導入				
安定調達比率	観察期間開始							最低基準の導入	

(※) G-SIB のグループに応じて、1.0%、1.5%、2.0%、2.5% の上乗せ資本規制が課される。

(注) 特段の記述がない場合、日付は 1 月 1 日時点。網掛けは移行期間。

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011 年 1 月) に、G-SIB に対する上乗せ資本規制の欄を追記して大和総研資本市場調査部作成。

◇レポート要約集

【1日】

復興のための臨時増税案についての解説

～「実際の増税額」は「復興財源への充当額」よりも少ない～

2011年10月11日に、政府税制調査会は、「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」（以下、復興等大綱）を決定した。復興等大綱には、東日本大震災の復興等の費用を賄うための臨時増税や、2011年度税制改正の未決着事項の扱いについて記載されている。

復興財源に充当される税額としては、原則10年間で当面11.2兆円と設定されている。ただし、政府・与党は、復興期間の10年を通じてさらに税外収入等の確保に努め、増税額を9.2兆円に圧縮することを目標としている。

なお、前原誠司民主党政策調査会長は、野党の主張を織り込み、復興財源の捻出期間を10年から15年に延長すると発表している。

復興等大綱による税制改正案は、新たに復興のために設ける税制上の措置と、2011年度税制改正の未決着事項の組み換えが混在している。さらに、実際の増収額と復興財源への充当額が異なるものも含まれており、とても分かりづらい。本レポートは、臨時増税案について、整理して解説する。

【2日】

ボルカー・ルール細則案（自己勘定取引の禁止編）

2011年10月11日、米国の金融規制当局（OCC、FRB、FDIC、SEC）は、共同でドッド・フランク法のボルカー・ルールに関する細目を定める新規則案を公表した。

新規則案は、ボルカー・ルールの下で、銀行等に対して禁止される自己勘定取引を、短期の転売などを目的とする「取引勘定」における証券、デリバティブなどの売買に、当事者（principal）として関与することと定義している。また、保有期間が60日以下の証券、デリバティブなどの買付け等に利用される勘定は、その銀行等が反証できない限り、「取引勘定」と推定するものとしている。

外国会社（例えば、日本の銀行など）による専ら米国外での活動は、原則、自己勘定取引禁止規制の対象とはならない。ただし、米国の銀行等の支配下でない、業務の大部分を米国外で行っている、売買の当事者に米国居住者が含まれない、売買の担当者が米国内に存在しない、売買の執行は米国外で行われているなどの要件を満たす必要がある。

そのほか、ボルカー・ルール遵守等のため、当局への報告、記録作成などの義務も課されている。

【9日】

法律・制度 Monthly Review 2011.10

～法律・制度の新しい動き～

2011年10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、金融安定理事会とバーゼル銀行監督委員会が、「グローバルにシステム上重要な銀行に対するより高い損失吸収力におけるマクロ経済影響度評価」と題する報告書を公表したこと（10日）、政府税制調査会が、「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」を決定したこと（11日）、欧州連合（EU）が加盟27カ国の首脳会合で、欧州銀行の資本増強の基準として、普通株と内部留保でつくる狭義の中核的自己資本比率を9%まで引き上げることに合意したこと（26日）、などが話題となった。

資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

IASB、「投資会社」の公開草案を公表 ～被投資会社は連結せず公正価値で測定～

2011年8月25日に、国際会計基準審議会（以下、IASB）は、「投資会社」（Investment Entities）の公開草案を公表した。これは、2011年5月12日に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」の例外処理を提案するものである。

公開草案では、「投資会社」に該当する場合、支配する投資先を連結せず、当該投資先に対する投資を、当期純利益を通じて、IFRS第9号「金融商品」に従って、公正価値で測定することを提案している。

もっとも、投資会社の親会社が、投資会社でなければ（証券会社や銀行などであれば）、当該親会社は、投資会社及び投資会社に支配されている被投資会社を連結することを提案している。

IASBはコメントを求めており、その期限は2012年1月5日である。IASBは、最終基準を2012年後半に公表することになっている。

システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要 ～1%～2.5%の上乗せ資本規制が課される銀行の暫定リスト（29行）が明らかに～

2011年11月3日・4日に開催されたG20カンヌ・サミットにおいて、システム上重要な金融機関（SIFI）に対する一連の措置が承認された。これらの措置には、①各国の破綻処理制度を改革するための評価基準の策定、②グローバルなSIFI（G-SIFI）に関する破綻処理可能性の評価等、③G-SIFIに対する（バーゼルⅢを上回る）上乗せ資本規制の賦課、④より強力で実効的な監督、から構成されており、本稿では③の上乗せ資本規制について解説する。

上乗せ資本規制が課されるグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）は、バーゼル銀行監督委員会が選出した73行について、銀行の規模やグローバルな活動の程度など5分野に基づいて作成されたランキングによって特定される。ランキングは毎年新しいデータで更新され、毎年11月にG-SIBが公表される（なお、特定方法は3年ごとに定期的に見直される）。

上記方法で特定されたG-SIBに対して、そのランキングに応じて1.0%、1.5%、2.0%、2.5%の自己資本規制が（通常の銀行に適用される）バーゼルⅢに上乗せして課される。また、この上乗せ部分は普通株等Tier1のみによって達成することが必要である。

追加的資本規制は2016年1月1日から段階的に課され、2019年1月1日から完全実施される。

今回、上記の方法に基づいて暫定的にG-SIBと特定された29行が公表された。ただし、上乗せ資本規制が課されるのは2016年からであるため、実際の上乗せ資本規制が課されるG-SIBは（2013年末時点のデータに基づき）2014年11月に公表される見込みである。

【14日】

いまさら人には聞けない有価証券報告書等虚偽記載

昨今、有価証券報告書等の虚偽記載に関する質問が、多数寄せられている。

そこで、本稿では、有価証券報告書等の虚偽記載に対する金融商品取引法、取引所規則などの規定について基本的な事項をQ&A形式で紹介する。

具体的な項目としては、有価証券報告書等の虚偽記載に対する罰則、民事責任、上場廃止手続の流れなどを取り上げた。

臨時増税3党合意の解説 ～相続税・所得控除等の見直しが保留とされ、2012年度予算編成は厳しく～

2011年11月10日に、民主党・自民党・公明党の3党は、「税関係協議結果」（以下、3党合意）を発表した。3党合意には、東日本大震災の復興等の費用を賄うための臨時増税や、2011年度税制改正の未決着事項の扱いについて記載されている。

3 党合意では、復興のための臨時増税の期間は最長 25 年間とされた。所得税の付加税は税率を 2.1% とし、2013 年から 2037 年までの 25 年間課すものとされている。一方、政府提出法案に含まれていたたばこ税の増税は 3 党合意では盛り込まれなかった。

2011 年度税制改正の取り扱いとしては、法人税の実効税率の引下げ等と、住民税の退職所得 10% 税額控除の廃止のみを実施し、残りは 2012 年度税制改正または税制抜本改革まで保留とされた。具体的には、相続税や所得税の所得控除等の見直し、石油石炭税の引上げなどの増税項目である。

復興財源に充てられる税収は年約 1.2 兆円（平年度）だが、実際に国または地方に増収となる金額（現行税制比または、2011 年度当初予算比）は年 0.4～0.5 兆円程度である。このため、一般財源は年 0.7～0.8 兆円程度減少する。

政府・与党の方針では、税外収入や予算削減でも復興財源を捻出するものとしているが、2012 年度の予算編成では、一般財源分の税収減を超える歳出削減を行う必要が生じることとなり、非常に厳しいものになると予想される。

【18 日】

厚生年金上限引上げ、法人税率引下げを一部相殺

～家計・企業への影響試算 家計・企業ともに年約 3,500 億円の負担増～

現在、厚生労働省は「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれた項目の 1 つとして、厚生年金の標準報酬月額上限引上げを検討している。本レポートでは、厚生労働省案実施により、標準報酬月額上限（現在月給 62 万円）を健康保険と同じ水準（月給 121 万円）に上げた場合について、家計および企業負担の変化を試算・分析した。

厚生労働省案を実施した場合のマクロ全体での負担増は、年 1 兆 800 億円程度である。労使折半のため、給与所得者・企業ともに年 5,400 億円程度の負担増（所得控除・損金算入による税負担減を考慮すると、給与所得者・企業ともに 3,500 億円程度の負担増）となる。2011 年度税制改正法案における「法人実効税率 5% 引下げ+課税ベースの拡大」によるネット減税の規模が年 8,000 億円であるので、厚生労働省案の実施はこの半分程度を打ち消すことになる。

年収 975 万円以上の給与所得者は、厚生年金保険料が増える。この範囲は、新しい児童手当の所得制限ライン（年収 960 万円以上）とほぼ重なる。厚生年金保険料負担増による影響だけで、年収 1,500 万円の者の可処分所得は年 21.28 万円減少する。

東証一部上場企業（金融業除く）における従業員平均年収上位 50 社について、厚生労働省案実施による経常利益に与える影響を試算したところ、単体ベースの経常利益の 0.36～0.47% 程度の負担増となった。セクター別では、「情報・通信業」への影響が比較的大きいものと考えられる。

ライツ・イシューに関する政・府令案（大量保有編）

～2011 年金商法改正関連シリーズ～

2011 年 11 月 5 日、金融庁は「平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について」を発表した。これは 5 月に成立した金融商品取引法等の改正法のうち、公布日から 1 年以内に施行する部分に関する細則（案）を明らかにしたものである。

本稿では、ライツ・オファリング（ライツ・イシュー）に関する制度整備のうち、大量保有報告書に関する部分を紹介する。

いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングのうち、一定の要件を満たすものについては、株主は、新株予約権無償割当を受けたことのみを理由に、大量保有報告書（又はその変更報告書）を提出する義務はないものとされている。ただし、そのライツを行使した際には、大量保有報告規制の対象となる。

また、コミットメントにより行使されずに残った新株予約権を取得した引受証券会社についても、取得日から 5 営業日経過するまでに処分したものについては、通常の新株発行等の引受けの場合と同様に、株券等保有割合にカウントする必要はないものとされている。

【22日】

金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設

～破綻処理制度に関する国際的スタンダードを提示し、法改正が必要な国も～

2011年11月3日・4日に開催されたG20カンヌ・サミットにおいて、システム上重要な金融機関（SIFI）に対する一連の措置が承認された。これらの措置には、①各国の破綻処理制度を改革するための評価基準の策定、②グローバルなSIFI（G-SIFI）に関する破綻処理可能性の評価等、③G-SIFIに対する（バーゼルⅢを上回る）上乘せ資本規制の賦課、④より強力で実効的な監督、から構成されており、本稿では①②で示されたシステム上重要な金融機関に関する破綻処理の枠組みについて解説する。

システム上重要な金融機関に関する破綻処理の枠組みは、システム上重要な金融機関の破綻処理を実行可能にすることによって、経営陣がシステム上重要な金融機関は破綻した場合の影響が大きい、いざというときには政府が救済してくれると期待して過度なリスク・テイクを行う、というモラルハザードを抑止することを目指している。

本枠組みは、システム上重要な金融機関について、事前に再建・破綻処理計画を備えさせておき、当局がその金融機関を破綻処理することが可能かどうかを評価し、破綻処理可能性を向上するため必要であれば金融機関の業務慣行や組織構造を変更することを求めることを認めている。実際に破綻処理を行う際には、当局に、経営陣の交代や経営権の取得や資産・負債の移転など破綻処理に関する幅広い権限を認め、一定の範囲で債権者の権利も制限することも認めている。

また、本枠組みは破綻処理のために資金が必要な場合、当局がその資金を提供したときは、その損失について株主、（無担保）債権者、金融システム全体から補償を受けるよう規定すべきとしている。当局による一時的な資金の提供は、民間資金では秩序だった破綻処理が達成できないなどの条件を満たした場合のみに行い、モラルハザードを抑制することが目指されている。

本枠組みは破綻処理の国際的影響にも留意しており、各国当局は破綻処理措置が他国の金融の安定にもたらす影響を十分考慮することを求めている。また、当局は金融機関に関する情報など破綻処理に関する情報を外国当局と共有できるようにすべきとしている。また、金融機関の母国当局と進出先の主な外国当局で、破綻処理に対処するグループを形成することを求めている。

欧州 OTC デリバティブ、取引所等取引の強制へ

～MiFID II（MiFIR）法案：デリバティブ透明性強化へ新たな取引施設概念を導入～

2011年10月20日、欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会は、2007年11月より施行されている金融商品市場指令（MiFID）の見直し（MiFID II）に関する法案（MiFID IIドラフト）を公表している。

現行のMiFID（オリジナルMiFID）は、金融危機によりその欠点が露呈されたことから、施行後まもなくして見直しを迫られている。露呈された欠点とは、平たくいうと、金融危機の一因となったと考えられている、新たな取引基盤（trading platform）や取引活動の発展が、オリジナルMiFIDの規制の枠外にあることである。

前者の例がいわゆる「ダークプール」、後者の例が本稿のテーマであるOTCデリバティブである。

OTCデリバティブに対する規制の議論は、第3回G20金融サミット「ピッツバーグ・サミット」以来、国際的に重要度を増してきている。それは、ピッツバーグ・サミットが、2012年末をデッドラインとする、OTCデリバティブ市場の改善（①「取引所等取引」、②「清算集中」、③「TR報告」、④「自己資本規制」）にコミットしているためである。

EUでは、すでに、EMIRドラフト（②「清算集中」、③「TR報告」）、CRDIVドラフト（④「自己資本規制」）という規制イニシアティブがとられてきている。

MiFID IIドラフトは、標準化されており（清算適格があり）、十分な流動性を有するデリバティブについて、①「取引所等取引」を強制する旨提案している。

そして、①「取引所等取引」を促進すべく、オリジナルMiFIDの規制対象となる二つの取引施設（規制市場およびMTF）に加えて、新たな取引施設概念としてOTFを導入する旨提案している。

また、デリバティブの透明性を強化すべく、取引情報等の開示規制（取引前透明性および取引後透明性）の適用範囲を非株式金融商品にまで拡大している。

MiFID II ドラフトは、G20 コミットメントのデッドラインに合わせて、2012 年末までに最終ルール化されることが想定されている。

【25 日】

中小企業の新たな会計ルール

～中小企業の会計に関する基本要領（案）の公表～

2011 年 11 月 8 日、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」において、「中小企業の会計に関する基本要領（案）」（以下、本要領）が取りまとめられ、公表された。2011 年 12 月 7 日までコメントの募集が行われている。

本要領は、中小企業が参照するための会計処理や注記等を示すものであり、会社法上の計算書類等を作成する際の作業負担を最小限にとどめ、経営者が経営状況を把握しやすいものとするのが目的とされている。

本要領の対象となる会社は、株式会社のうち、金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社以外の会社が想定されている。

【28 日】

I A S B、金融商品の評価基準見直し検討

～保険会計、F A S B（米国）との調整～

2011 年 11 月 15 日、I A S B（国際会計基準審議会）の理事会は、金融商品の分類と評価を定める I F R S 9 号について見直しを行うことを検討する旨を決定した。

見直しの目的は、保険会計プロジェクトとの整合性を確保することである。見直しが行われる場合、米国の F A S B（財務会計基準審議会）が検討している金融商品の会計モデルとの差異の調整も検討される可能性がある。

I F R S 9 号の強制適用の時期については、「2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度」から、「2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度」に延期することとされた。

◇11月の新聞・雑誌記事等

掲載誌名	タイトル等	執筆者
ニッキンマネー (2011年12月号)	子ども手当見直しの家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
産経新聞 3面、 フジサンケイビジネスアイ 4面 (2011年11月9日付)	産経新聞・フジサンケイビジネスアイ掲載の 不適切な会計処理に関する記事にコメント引用	横山 淳
フジサンケイビジネスアイ (2011年11月9日付9面)	「復興債償還 25年 恒久増税化の恐れも」に コメント掲載	吉井 一洋
読売新聞 (2011年11月9日付11面)	「所得増税 25年 恒久増税の色濃く」に コメント掲載	吉井 一洋
産経新聞 (2011年11月11日付3面)	「復興増税 『恒久化』色濃く」に コメント掲載	吉井 一洋
時事通信社 401kweb (2011年11月15日号)	「臨時増税 3党合意の解説」レポート掲載	是枝 俊悟
Financial Adviser (2011年12月号)	金融庁、2012年度税制改正要望を公表	鳥毛 拓馬
東京新聞 (2011年11月22日付7面)	東証の取引時間延長に関してコメント掲載	横山 淳
読売新聞、毎日新聞 (2011年11月23日付両紙9面)	東証・大証の統合計画に関してコメント掲載	横山 淳
読売新聞 (2011年11月26日付12面)	「復興増税の長期化」および「社会保障と 税の一体改革」についてコメント掲載	是枝 俊悟

◇11月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
11月10日	〇社事件に思う、会計操作とガバナンス	吉井 一洋
11月28日	金融機関の破綻処理に関する国際的スタンダードの創設の意義	金本 悠希